

請願・陳情参考資料

令和2年2月26日

教育委員会

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年ー 1号 (2.2.12)	教育	いじめ防止対策の 強化について 倉吉市 (個人)	【現 状】 国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年施行）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）を受けて改定した「<u>鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針</u>」（平成29年7月改定）及び、「<u>いじめ対応マニュアル</u>」（令和元年9月策定）に基づき、いじめ問題への適切な対応に努めるとともに、各県立高等学校では「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止基本方針を策定し、いじめに関するアンケートを実施するなど、実態把握及び未然防止を含めた対策を行うこととしている。 ○いじめに関するアンケート調査実施状況（平成30年度） ＜県内＞ 鳥取県全体（国公立）97.5% <u>県立高等学校 100%</u> ＜全国＞ 全国（国公立）98.2% <u>高等学校 94.5%</u> ○いじめの認知件数 平成30年度（鳥取県：国公立） 小学校 1,432 件、中学校 461 件、<u>高等学校 59 件</u>、特別支援学校 26 件 計 1,978 件 ○いじめの解消率 平成30年度（国公立） 鳥取県全体 95.4% 全国 84.3% 【県の取組状況】 - これまでも、いじめアンケートの取扱いや、いじめの防止策については、各学校に対しては校長会や教職員研修等、市町村教育委員会に対しては担当者会や行政説明会等で周知しており、また、「教育相談体制充実のための手引き」（平成30年7月）を策定し、生徒指導上の諸課題について組織での対応を行うよう周知に努めている。 - また、「児童・生徒に係るハラスメントの防止等に関する指針」を定めており、教職員等による児童・生徒へのハラスメントの防止措置及び問題が生じた場合の相談体制の整備等に取り組んでいるところである。 - なお、令和2年2月に懲戒処分を行った教員によるアンケート改ざん事案を踏まえ、再発防止のため、改めて法令順守の徹底について通知するとともに校長会等での徹底を図った。また、教員の指導内容に関するアンケートを回収する際の工夫についても県立学校長会で要請した。

【請願の要旨】

鳥取県議会として、鳥取県当局に対し、県立高等学校におけるいじめなどに関するアンケートの内容改ざんの再発防止策の構築といじめの防止策の更なる強化を求めること。

			4 SOS の出し方に関する教育の取組として、24 時間子ども SOS ダイヤルをはじめとした、いじめなどの相談窓口の連絡先を記載したクリアファイルを県内すべての児童生徒に配布を行い、周知に努めている。また、いじめを通報しやすい環境をつくるため「SNS を活用したいじめ通報システム」を平成 30 年度から導入（令和元年度は公立中学校 3 校、県立高校 7 校で実施）している。 ※参考法令：いじめ防止対策推進法 （第 7 条）学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。 （第 8 条）学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。 （第 16 条）学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
--	--	--	---